

○火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所の指定

(平成 19 年 1 月 30 日消防告示第 3 号)

神戸市火災予防条例(昭和 37 年 4 月条例第 6 号)第 24 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所を次のように指定したので告示する。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用してはならない場所
 - (1) 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの舞台
 - (2) 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
- 2 危険物品を持ち込んではならない場所
 - (1) 旅館、ホテル、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホールの舞台及び客席
 - (2) 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 神戸市火災予防条例に基づく、火災が発生した場合に人命に危険を生ずる恐れのある場所の指定について(昭和 49 年 7 月消防告示第 1 号)は廃止する。